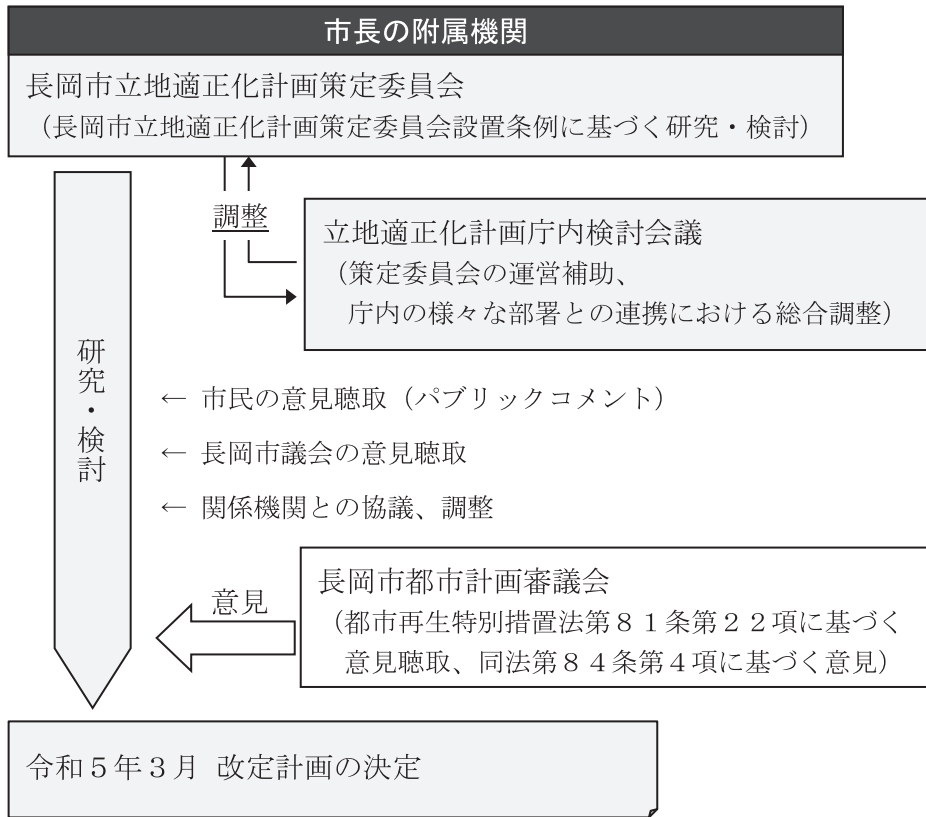


# 3 策定体制、策定経過



## (1) 計画改定時

### ■ 策定体制（計画改定時）



### ■ 長岡市立地適正化計画策定委員会（計画改定時）

※ 敬称略

※ ( ) 内は途中退任者

役職	氏名	任期	団体名等（委嘱時）	分野
委員長	佐野 可寸志		長岡技術科学大学 教授	都市交通
委員	樋口 秀		新潟工科大学 教授	都市計画（住宅）
委員	松川 寿也		長岡技術科学大学 准教授	都市計画（土地利用）
委員	松田 曜子		長岡技術科学大学 准教授	都市計画（防災）
委員	福本 壘		長岡造形大学 准教授	都市計画（防災）
委員	宮下 由加里 (西脇 美智子)	R4.4～ R3.9～R4.3	長岡商工会議所女性会 会長	商業
委員	小村 久子		長岡市社会福祉協議会 常務理事	福祉

オブザーバー

※ 敬称略

※ ( ) 内は途中退任者

国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課長	音瀬 肇
新潟県土木部都市局都市政策課長	安藤 善紀 (上村 康司)
国土交通省北陸地方整備局河川部河川計画課長	高橋 恵理 (後藤 健)
国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所副所長	山邊 満 (星野 政一)

## ■ 立地適正化計画庁内検討会議（計画改定時）

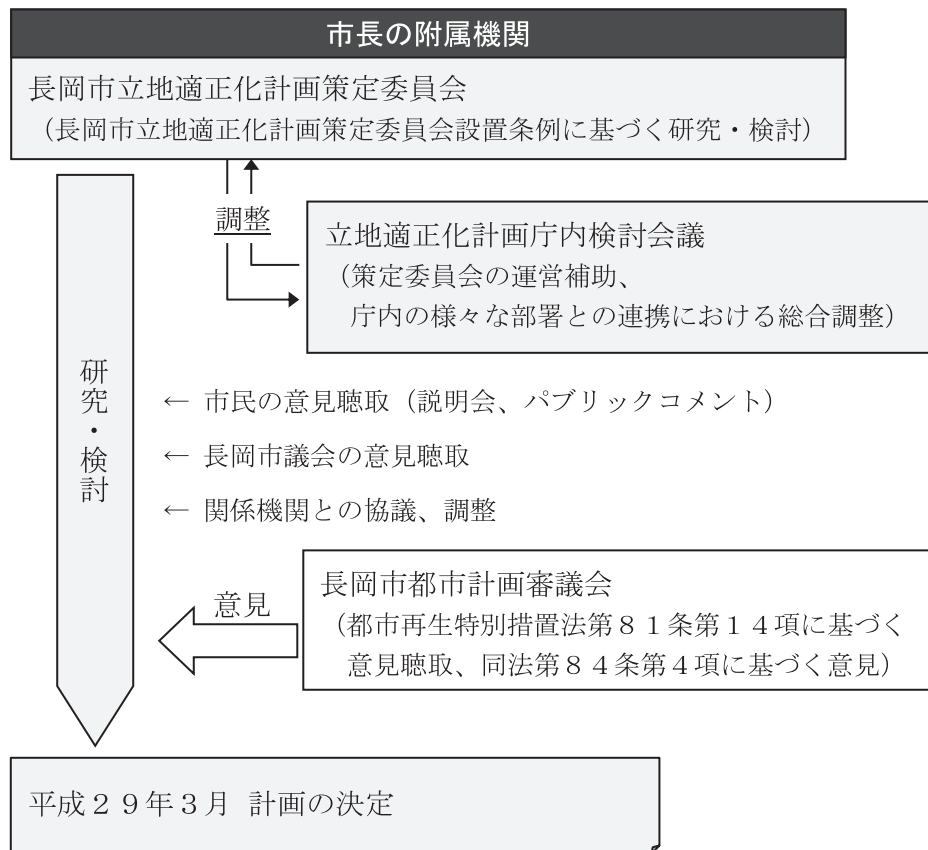
会 長	都市整備部長		
構成員	政策企画課長	財産マネジメント担当課長	危機対策担当課長
	地域振興担当課長	市民協働課長	福祉総務課長
	環境政策課長	産業イノベーション課長	産業支援課長
	産業立地課長	観光企画課長	農林整備課長
	都市政策課長	都市防災まちづくり担当課長	交通政策担当課長
	建築・開発審査課長	都市施設整備課長	まちなか政策担当課長
	土木政策調整課長	河川港湾課長	下水道課長
	地域建設課長	教育総務課長	子ども・子育て課長
	水道局工務課長	消防本部警防課長	
	中之島支所	地域振興・市民生活課長、産業建設課長	
	越路支所	地域振興・市民生活課長、産業建設課長	
	三島支所	地域振興・市民生活課長、産業建設課長	
	栃尾支所	地域振興課長、農林・建設課長	
	与板支所	地域振興・市民生活課長、産業建設課長	
	川口支所	地域振興・市民生活課長、産業建設課長	

## ■ 策定経過（計画改定時）

開催日	取組内容	議題等
令和3年		
9月6日	第1回立地適正化計画庁内検討会議	現状、課題、将来像等について
9月28日	第1回立地適正化計画策定委員会	現状、課題、将来像等について
11月25日	第2回立地適正化計画庁内検討会議	現況計画の中間評価、防災指針の方向性等について
12月20日	第2回立地適正化計画策定委員会	現況計画の中間評価、防災指針の方向性等について
令和4年		
2月17日	第3回立地適正化計画庁内検討会議	計画書の改定等について
3月9日	第3回立地適正化計画策定委員会	計画書の改定等について
3月24日	第3回都市計画審議会	長岡市立地適正化計画の改定について（中間報告）
6月8日	第4回立地適正化計画庁内検討会議	防災まちづくりの方向性、計画書の改定等について
6月24日	第4回立地適正化計画策定委員会	防災まちづくりの方向性、計画書の改定等について
9月9日	第5回立地適正化計画庁内検討会議	計画書の素案について
9月26日	長岡市議会 各党派説明会	長岡市立地適正化計画の改定について
10月4日	第5回立地適正化計画策定委員会	計画書の素案について
11月1日 ～11月30日	パブリックコメント（意見募集）	計画書の素案について
令和5年		
1月11日	第6回立地適正化計画庁内検討会議	計画書の案について
1月23日	第6回立地適正化計画策定委員会	計画書の案について
2月14日	第1回都市計画審議会	計画書の案について
3月31日	長岡市立地適正化計画の改定、公表	

## (2) 計画策定時

### ■ 策定体制（計画策定時）



### ■ 長岡市立地適正化計画策定委員会（計画策定時）

※ 敬称略

役職	氏名	団体名等（委嘱時）	分野
委員長	中出文平	長岡技術科学大学 副学長 教授	都市計画（土地利用）
委員	樋口秀	長岡技術科学大学 准教授	都市計画（住宅）
委員	澤田雅浩	長岡造形大学 准教授	都市計画（防災）
委員	佐野可寸志	長岡技術科学大学 教授	都市交通
委員	中山謙一	越後交通株式会社 乗合バス課長	公共交通
委員	鯉江康正	長岡大学 副学長 教授	経済
委員	田中克美	長岡商工会議所 事務局長	商業
委員	大塚武司	長岡市医師会 副会長	医療
委員	野口正博	長岡市社会福祉協議会 常務理事	福祉
委員	高野礼子	長岡市子ども・子育て会議 委員長	子育て

オブザーバー

※ 敬称略

国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課長	栗原 崇 宏
新潟県土木部都市局都市政策課長	小林 総 明

## ■ 立地適正化計画庁内検討会議（計画策定時）

会 長	都市整備部長		
構成員	政策企画課長	行政管理課長	管財課長
	危機管理防災担当課長	地域振興戦略担当課長	福祉総務課長
	福祉課長	介護保険課長	長寿はつらつ課長
	健康課長	商業振興課長	都市計画課長
	交通政策課長	都市開発課長	住宅施設課長
	まちなか政策担当課長	教育総務課長	教育施設課長
	学務課長	子ども家庭課長	保育課長

## ■ 策定経過（計画策定時）

開催日	取組内容	議題等
平成 28 年		
5 月 19 日	第 1 回立地適正化計画庁内検討会議	現状、課題、将来像等について
	長岡市の今後のまちづくりに関する講演会	講師：長岡技術科学大学副学長 中出文平氏 演題：長岡市の今後のまちづくりを考える （立地適正化計画の策定に向けて） 参加者：長岡市職員約 90 名
5 月 31 日	第 1 回立地適正化計画策定委員会	現状、課題、将来像等について
7 月 8 日	第 2 回立地適正化計画庁内検討会議	方針案について
7 月 27 日	第 2 回立地適正化計画策定委員会	方針案について
8 月 23 日～8 月 29 日	長岡市議会 各会派説明会	方針案について
9 月 1 日～9 月 12 日	住民説明会	方針案について
9 月 26 日	第 3 回立地適正化計画庁内検討会議	誘導区域等について
9 月 29 日	平成 28 年度第 1 回都市計画審議会	方針案について
10 月 6 日	第 3 回立地適正化計画策定委員会	誘導区域等について
11 月 18 日	第 4 回立地適正化計画庁内検討会議	素案について
11 月 28 日～11 月 30 日	地域委員への説明（山古志・小国・和島・寺泊地域）	立地適正化計画について
11 月 29 日	第 4 回立地適正化計画策定委員会	素案について
12 月 2 日～12 月 6 日	長岡市議会 各会派説明会	素案について
12 月 9 日～12 月 21 日	住民説明会	素案について
平成 29 年		
1 月 18 日	第 5 回立地適正化計画庁内検討会議	案について
1 月 31 日	第 5 回立地適正化計画策定委員会	案について
2 月 17 日	長岡市議会 議員協議会	案について
2 月 20 日～3 月 6 日	パブリックコメント（意見募集）	案について
3 月 21 日	平成 28 年度第 3 回都市計画審議会	案について
3 月 24 日	長岡市立地適正化計画の決定	
7 月 1 日	長岡市立地適正化計画の公表	

## ■ 長岡市立地適正化計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 本市に、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する立地適正化計画の素案の策定等について研究及び検討を行うため、市長の附属機関として長岡市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第81条第1項の規定に基づき立地適正化計画を作成するに当たり市長が策定する素案について研究及び検討を行い、その結果を市長に報告すること。
- (2) 法第84条第1項の規定に基づき立地適正化計画に係る施策の実施の状況の調査、分析及び評価を行うに当たり、必要な研究及び検討を行い、その結果を市長に報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する10人以内の委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議に出席することができない委員のうち、関係行政機関の職員である委員については、当該行政機関における当該委員の職務を代理し、又は補佐する者を当該委員の代理として出席させることができる。
- 6 委員長は、会議の議事の審議検討に関し、特に意見を聴く必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(最初の会議の特例)

- 2 この条例の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。